

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第17号

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則

安城市事務分掌規則（平成4年安城市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項の表部の項中「次長」を「次長 調整官」に改める。

第16条の表専門主査、主査、職長、技能指導員及び主任の項中「、主査」を「調整官、主査」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。